

# 荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱実施細目

平成27年3月31日制定

(防災都市づくり部長決定)

平成30年5月1日一部改正

平成30年7月17日一部改正

この細目は、荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱第6条の規定に基づき、要綱の施行に必要な事項を定める。

## 1 計画内容の届出、協議（第4条）

届出書に添付する図書は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法第87条の規定に基づく用途の変更手続を要する場合及び、新築、増築等、建築基準法第6条の規定に基づく確認申請手続を要する場合

- ・案内図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・確認済証の写し（安全性の確認）

(2) 建築基準法第87条の規定に基づく用途の変更手続を要しない場合（但し、検査済証がある場合に限る。）

- ・案内図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・検査済証の写し、建築計画概要書又は建築確認台帳記載事項証明書（安全性の確認）

(3) 上記以外の場合

- ・荒川区旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱に基づく建築物調査結果報告書
- ・その他区長が同等と認める資料

## 2 計画内容の届出、協議（第4条）

現に旅館業の許可を受けて営業している施設の相続及び継承については、要綱第4条の規定は適用しない。

## 3 指導内容（第5条）

第4条の規定に基づく届出内容では、第5条第1号又は第2号に掲げる事項の安全性が確認できない場合、追加の資料提出などを求め、安全性向上に向けた指導を行う。

また、建築基準法の規定に違反しているものについては是正に向けた指導を行う。

## 附 則

この実施細目は平成30年7月17日から施行する。